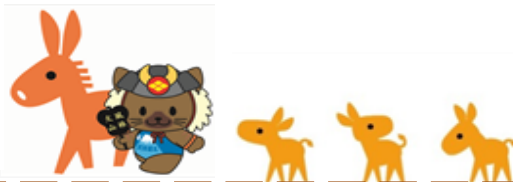


山梨県

認知症対策推進計画

平成 30 年度～平成 32 年度

認知症になっても安心して暮らし続けられる山梨県を目指して



平成 30 年 3 月

山梨県

目 次

第1章 計画策定の趣旨	
1 計画の理念	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
4 計画の進行管理	1
第2章 山梨県の認知症高齢者等の状況	
1 高齢者人口、高齢化率等の状況	2
2 認知症高齢者等の状況	4
第3章 取り組みの方針	
1 国の取り組み	7
2 これまでの山梨県の取り組み	8
3 山梨県の取り組みの基本方針と施策の体系	9
第4章 計画の内容	
＜基本方針1＞ 県内のどこに住んでいても、適切な予防・医療・介護サービスが受けられる環境の整備	
◎基本目標1 認知症予防につながる働きかけの推進	11
◎基本目標2 早期診断・対応体制等の医療・介護サービスの整備	15
◎基本目標3 医療・介護サービスを担う人材の育成及び確保	21
＜基本方針2＞ 住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるための支援体制の構築	
◎基本目標4 地域での支援体制の構築	24
◎基本目標5 若年性認知症施策の強化	31
＜基本方針3＞ 認知症に対する正しい理解の普及と県民総サポーターの推進	
◎基本目標6 認知症への理解の促進	33
◎基本目標7 関係機関との連携強化	37
○山梨県認知症対策推進計画における数値目標一覧	38
資料編	
○相談窓口・関係機関一覧	39
○山梨県地域包括ケア推進協議会認知症対策部会委員名簿	46

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の理念

認知症になっても安心して暮らし続けられる山梨県

「認知症になっても安心して暮らし続けられる山梨県」を目指し、新たに次の3点の方向性に基づき、県民一人ひとりの行動指針となるよう策定します。

- 認知症になっても自分らしく輝き続けられる社会の実現を目指す
- 認知症の人本人やその家族の視点を重視した支援体制を構築する
- 認知症の正しい理解を持って、認知症を身近なこととして考えられる人を社会に増やしていく

2 計画の位置づけ

この計画は、「健康長寿やまなしプラン」(山梨県高齢者福祉計画・山梨県介護保険事業支援計画)の部門計画として位置づけています。

3 計画期間

計画の期間は、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの3年間とします。

4 計画の進行管理

山梨県地域包括ケア推進協議会認知症対策部会設置要領第2条の規定に基づき、年度ごとに計画の進捗状況や数値目標の達成状況を報告し、点検・評価を受けるとともに、次年度以降の施策に反映します。

第2章 山梨県の認知症高齢者等の状況

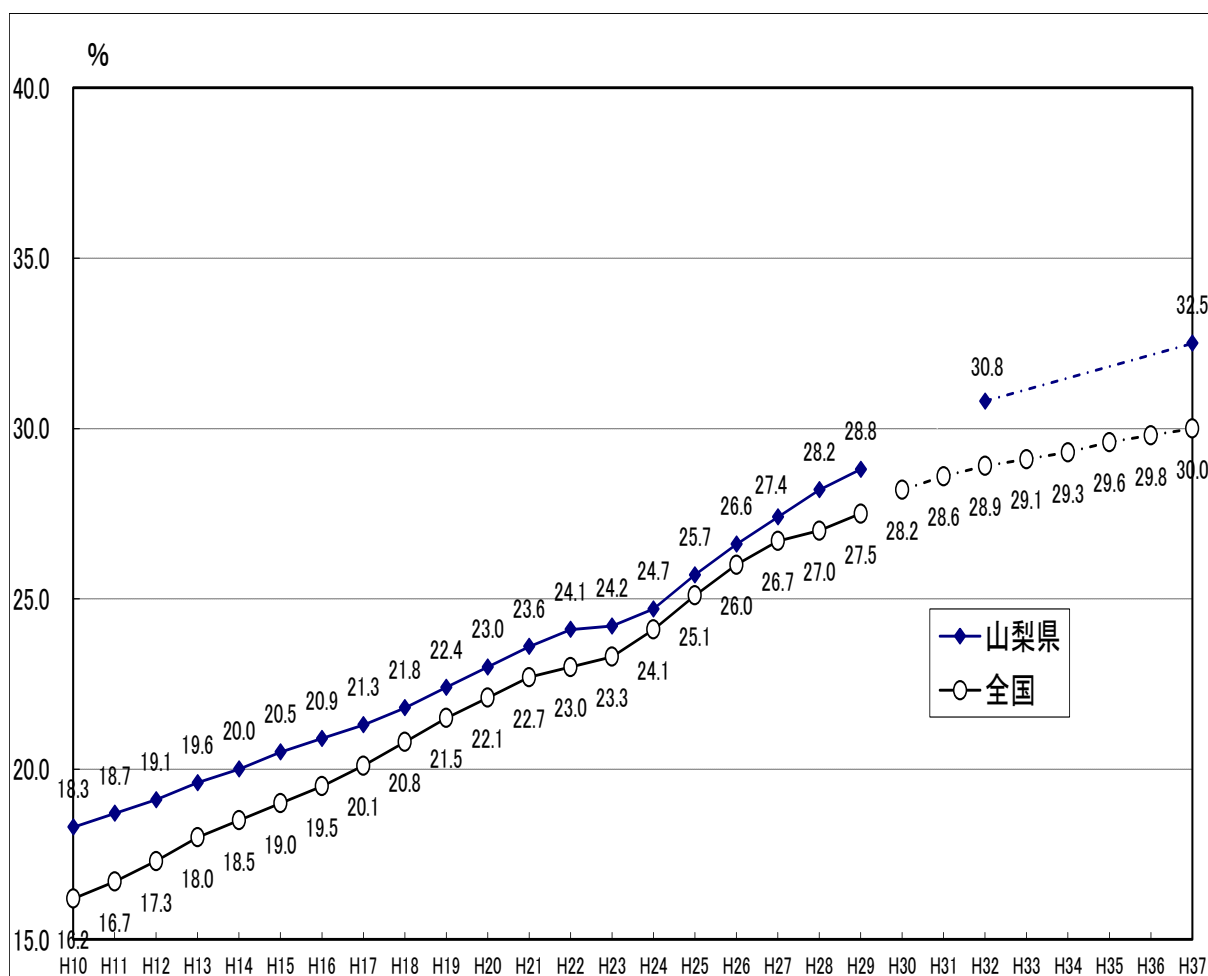
1 高齢者人口、高齢化率等の状況(平成29年4月1日現在)

○ 本県の65歳以上の高齢者人口は、242,065人、高齢化率(65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合)は28.8%となっており、全国の高齢化率27.5%を上回っています。

<表1 高齢化率>

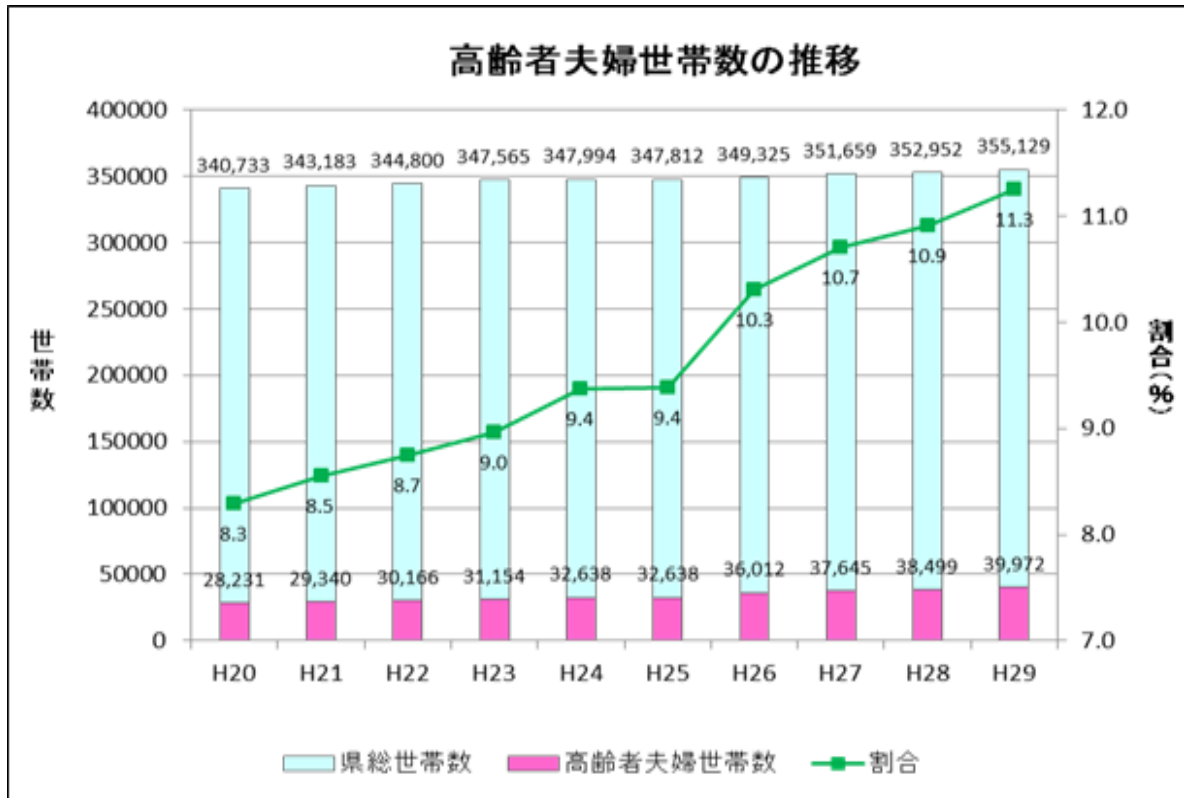
	平成29年	平成28年	資料
山梨県	28.8%	28.2%	高齢者福祉基礎調査(各年4月1日現在)
全国	27.5%	27.0%	平成28年…総務省「人口推計」(確定値)4月1日現在 平成29年…総務省「人口推計」(概算値)4月1日現在

<表2 全国と山梨県の高齢化率の推移>



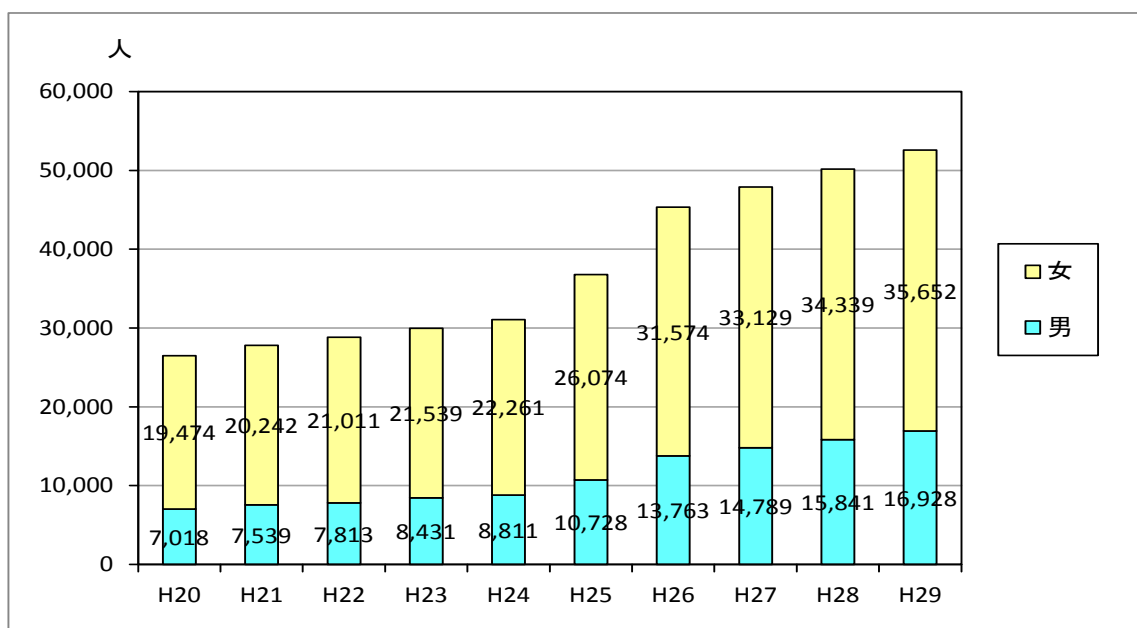
○ 本県の65歳以上の高齢者夫婦世帯は、39,972世帯で総世帯数の11.3%を占める状況にあり、高齢者のみで構成される世帯が増加しています。

<表3 高齢者夫婦世帯数の推移>



○ 本県の65歳以上の高齢者のうち52,580人が在宅ひとり暮らし高齢者であり、前年50,180人に比べ、2,400人増加しています。

<表4 在宅ひとり暮らし高齢者数の推移>



2 認知症高齢者等の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の山梨県における認知症高齢者の数は、26,475 人となっており、高齢者人口全体の 10.9%を占め、年々増加しています。このうち、75 歳以上の人が 24,445 人となっており、認知症高齢者の 92.3%を占めています。また、18,982 人(71.7%)が在宅、7,493 人(28.3%)が施設に入所しています。

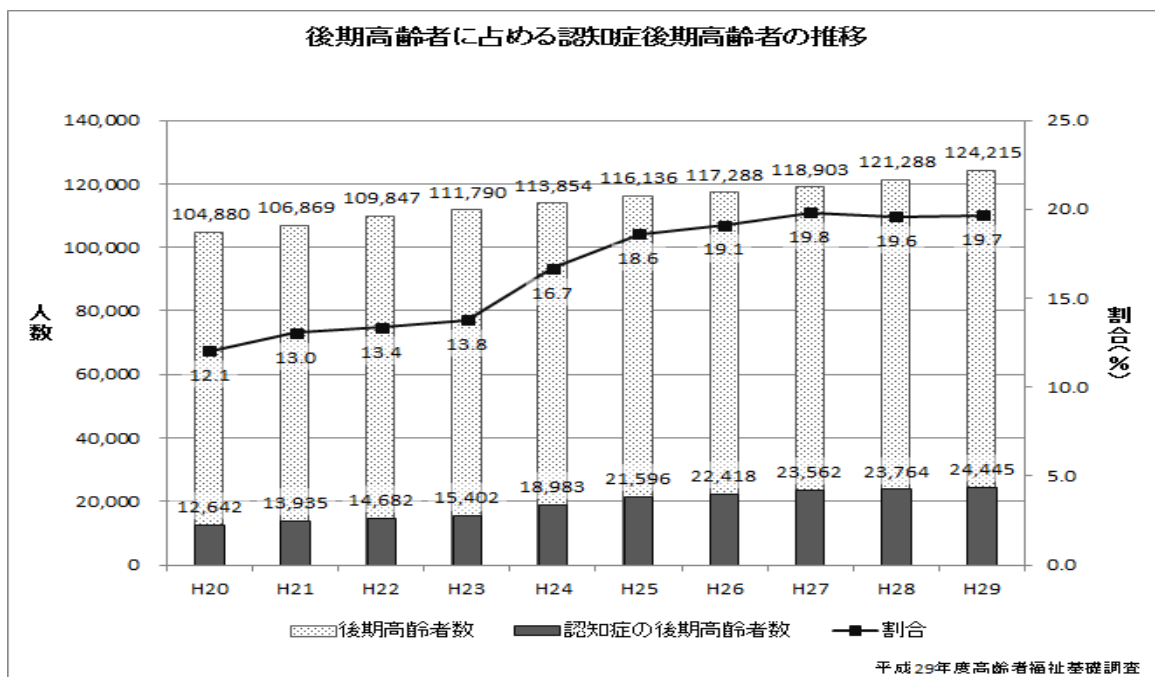
<表5 認知症高齢者数>

区分 年	65歳以上の 認知症高齢 者数(人)	認知症高齢者の状況						
		高齢者人 口に対する 割合(%)	男 (人)	女 (人)	年齢別内訳(人)		在宅・施設の別(人)	
					65～74歳	75歳以上	在宅	施設 入所者
平成27年	25,543	10.9	7,345	18,198	1,981	23,562	18,426	7,117
平成28年	25,789	10.8	7,362	18,427	2,025	23,764	18,363	7,426
平成29年	26,475	10.9	7,650	18,825	2,030	24,445	18,982	7,493
H28→H29 比較増減	686	0.1	288	398	5	681	619	67

【参考】「認知症高齢者」は、要介護(要支援)認定を受けた人の中で日常生活自立度Ⅱ以上の人を指しています。

平成 29 年 4 月 1 日現在の山梨県における 75 歳以上の認知症高齢者は 24,445 人で、後期高齢者人口全体の 19.7%を占めています。高齢になるほど認知症の割合が高くなる傾向にあることから、今後、高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者はますます増加していくことが予想されます。

<表6 後期高齢者数と認知症高齢者数の推移>

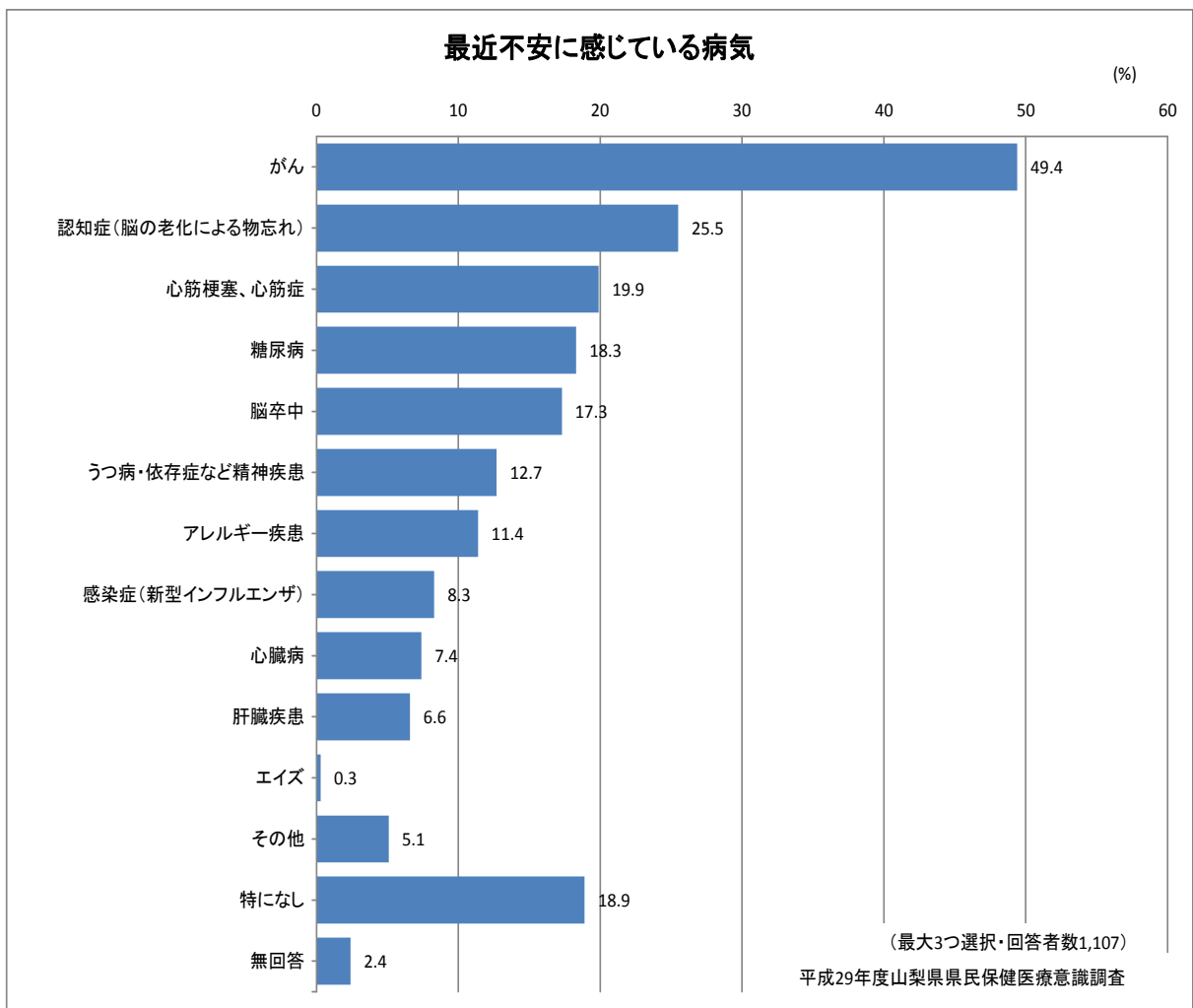


平

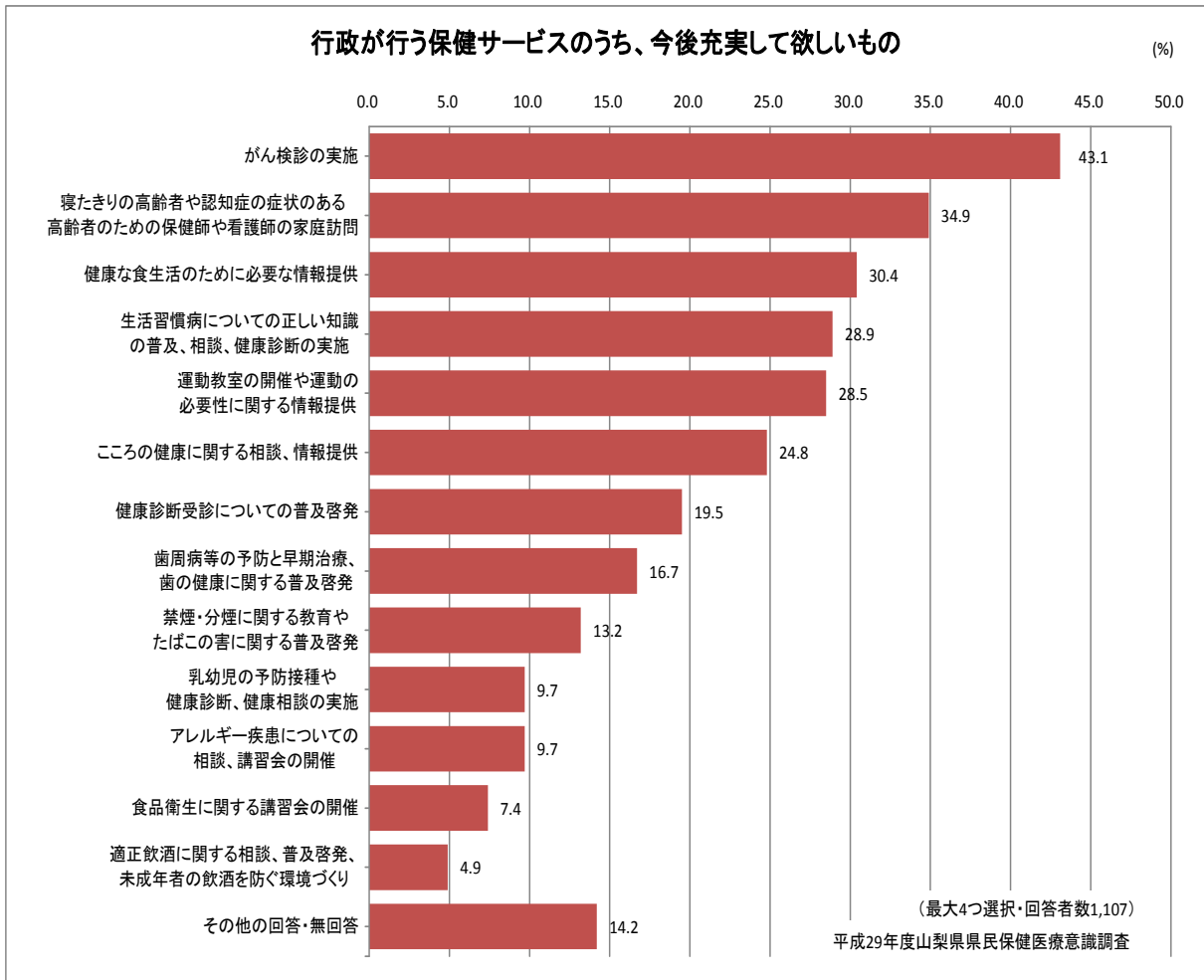
平成 29 年度の山梨県県民保健医療意識調査によると、最近不安に感じている病気は、「認知症(脳の老化による物忘れ)」が 25.5%を占め、「がん」49.4%に次いで高い割合となっています。

また、行政が行う保健サービスのうち、今後、充実して欲しいものとして、「寝たきりの高齢者や認知症の症状のある高齢者のための保健師や看護師の家庭訪問」が、「がん検診の実施」に次いで高くなっています。

<表7 最近不安に感じている病気>



<表8 行政が行う保健サービスのうち、今後、充実して欲しいもの(最大4つ選択)>



第3章 取り組みの方針

1 国の取り組み

国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」を平成27年1月に策定しました。

高齢者にやさしい地域づくりから本人の視点まで幅広い内容が網羅され、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進や認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供などの7つの柱に沿って認知症施策が進められてきました。

このプランは、平成37年までを対象期間とし、当面の数値目標は平成29年度末で設定されていましたが、進捗状況は順調で概ね目標を達成できる見込みであるとして、平成29年7月に新たな目標設定年度を平成32年度末と定め、数値目標を更新するとともに、より具体的な施策が示されました。

(主な内容)

- 認知症サポーターについては、800万人から1200万人に数値目標を引き上げ、小売業・金融機関・公共交通機関の職員にも受講を勧めるなど地域や企業の連携の明確化
- 早期診断・早期対応のための体制整備に関しては、かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者の目標人数を6万人から7.5万人に見直し、歯科医師や薬剤師の認知症対応力向上研修の数値目標の新設
- 認知症患者の介護者の支援については、認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う取り組みを全市町村に普及、より具体的な指針の提示
- 認知症の人やその家族の視点の重視については、認知症の人が集い、発信する取り組みである、本人ミーティングの推進など、認知症の人の視点を重視した支援体制の構築

このほか、認知症患者を含む高齢者が生活しやすい環境づくりや、認知症の予防診断・治療、介護モデル等にわたる研究開発、認知症患者家族への支援体制の構築などについても、具体的な対応策が付け加えられました。

2 これまでの山梨県の取り組み

本県では、国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に沿って、県全体で認知症の人と家族を支える体制を推進し、認知症になっても安心して暮らし続けられる山梨県を目指すため、「健康長寿やまなしプラン」(第6期介護保険事業支援計画)の部門計画として平成27年3月に「山梨県認知症対策推進計画」(平成27年度～29年度)を策定しました。

この計画に基づき、認知症に対する正しい理解の普及や適切な医療・介護サービスが受けられる環境の整備など、様々な施策に取り組んできたところです。

一方、本県では、高齢化の進展が全国に比べて早く、同時に認知症高齢者も年々増加しており、認知症への対策は喫緊かつ継続的に取り組むべき重要課題となっています。

特に、

- 地域での見守り体制の強化や認知症の当事者が望む認知症カフェの設置
- 若年性認知症の人の視点に立った相談窓口や就労支援の調整等の取り組み
- 認知症サポーターが地域で活躍できる場づくり

の必要性が高まっています。

今後も、認知症予防から相談、診断、治療、介護まで、一連の支援体制の充実強化を図るため、施策を一元的かつ効果的に推進する総合的な対策及び体制の整備に取り組めます。

3 山梨県の取り組みの基本方針と施策の体系

今後も、認知症高齢者のさらなる増加が見込まれる中、認知症の人や家族の視点を重視した取り組みや認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、前計画の取り組みをさらに加速させていく必要があります。

このため、この計画では、「自分らしく輝き続けられる社会の実現を目指す」「本人や家族の視点を重視した支援体制を構築する」「正しい理解を持って身近なこととして考えられる人を増やす」の3項目を新しい計画の方向性に据え、次の3点を基本方針として施策を展開していきます。

◆基本方針 1

県内のどこに住んでいても、適切な予防・医療・介護サービスが受けられる
環境の整備

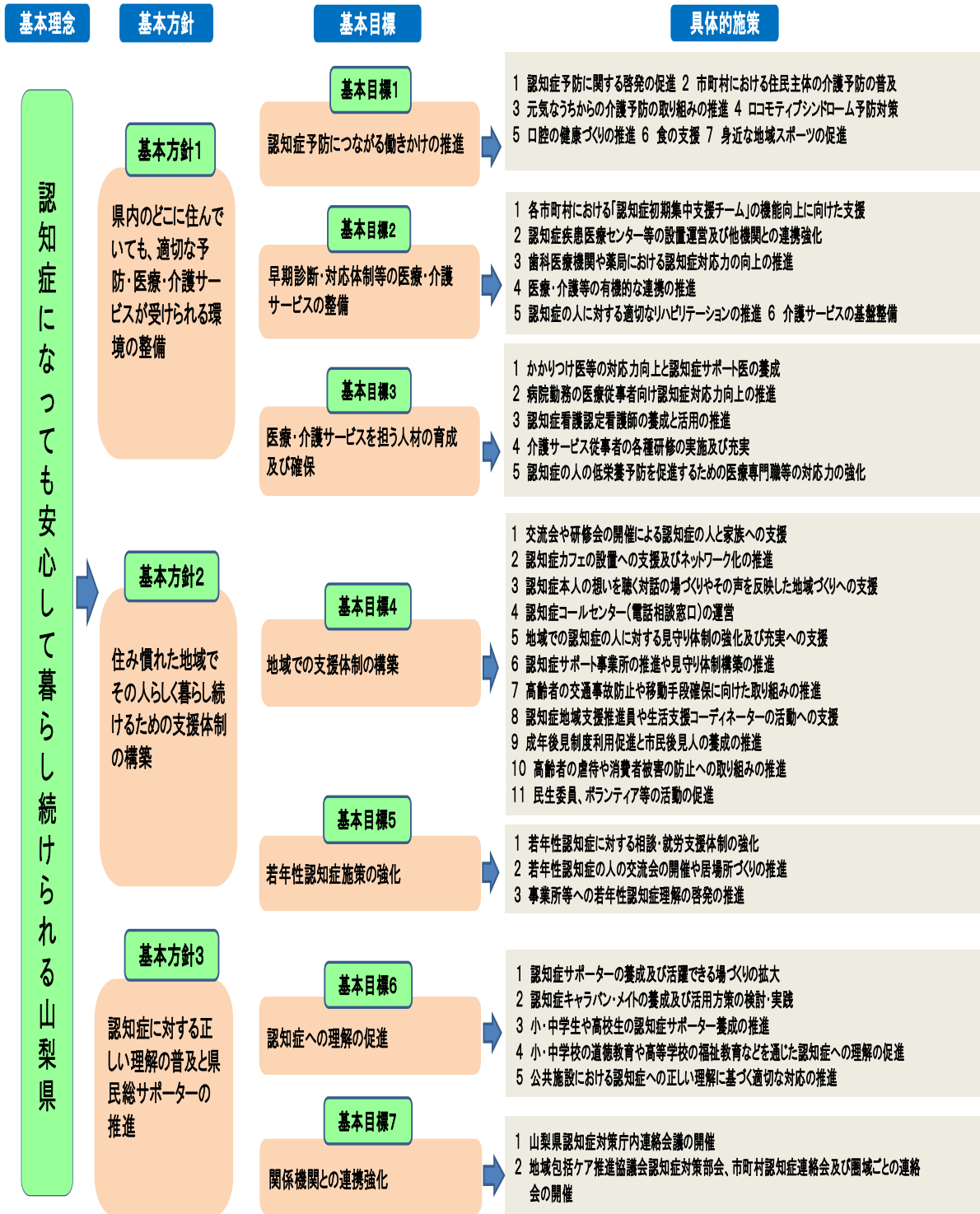
◆基本方針 2

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるための支援体制の構築

◆基本方針 3

認知症に対する正しい理解の普及と県民総サポーターの推進

山梨県認知症対策推進計画の体系表



第4章 計画の内容

基本方針1

県内のどこに住んでいても、適切な予防・医療・介護サービスが受けられる環境の整備

基本目標1

認知症予防につながる働きかけの推進

現状と課題

- 認知症は、認知機能の低下を起こす脳の病気であり、誰にも発症する可能性がある身近な病気です。
- 認知症の治療法や予防法は、まだ十分には確立されていませんが、これまでの研究から、運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動などの日常生活上の取り組みが、認知症の発症予防につながる可能性が高いと言われています。
- 市町村による認知症予防を含む介護予防事業は、住民主体の取り組みが進んでいますが、地域間で取り組みに差があることから、県では、県内全体で広く推進されるよう環境を整える必要があります。

施策の方向

住民主体の介護予防の取り組みが県内全体に広まるよう広く啓発を行っていくとともに、市町村の地域支援事業における認知症予防の取り組みへ支援を行っていきます。

1 認知症予防に関する啓発の促進

- 認知症は予防することが可能な病気であること、また認知症になっても早期発見で治療が可能な場合もあり、治療等により進行を遅らせることが大切であるという理解を促すための啓発や広報活動、学習機会の確保に取り組みます。
- 難聴や白内障などにより、見ることや聞くことが不自由になると、認知症の症状が進行する可能性があると言われています。

このため、認知症の発症に影響する高齢者の感覚器機能低下への気づきの重要性について啓発活動を行います。

2 市町村における住民主体の介護予防の普及

- 住民主体の介護予防の取り組みである「いきいき百歳体操」は、おもりを使った簡単な筋力運動です。週1～2回行うことで運動機能の低下を防ぐ効果があり、地域の仲間が集い行うため、運動機能向上や認知症予防だけでなく、閉じこもり予防にもつながります。

このため、「いきいき百歳体操」を通して介護予防の普及・啓発を図ります。

- 「地域型認知症予防プログラム」など認知症予防に関する取り組みの普及や、認知症予防につながる生活習慣の周知などにより、認知症予防への環境づくりを行っています。

3 元気うちからの介護予防の取り組みの推進

- 加齢とともに筋力や認知機能などが低下し、生活機能障害・要介護状態・死亡などの危険性が高くなった状態をフレイル[※](虚弱)といい、適切な対処・支援により生活機能の維持・向上が可能になります。特に認知機能の低下は認知症と深く関連しているため、フレイルの高齢者に適切な対応をすることで、認知症の予防にもつながります。

このため、フレイルの知識の普及・啓発や住民主体のフレイル状態をチェックできるプログラム等の普及により、フレイル予防を推進します。

※ 加齢とともに心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態。フレイル「虚弱」を意味する英語「frailty」を語源として作られた言葉。健康な状態と要介護状態の中間的な段階。

4 ロコモティブシンドローム予防対策

- 筋肉や骨、関節などの運動器の障害のために運動能力が低下した状態をロコモティブシンドローム※(運動器症候群)といいますが、介護が必要になるリスクが高く認知症を発症しやすくなります。

ロコモティブシンドロームの予防のためには、若いうちからの栄養バランスのとれた食事や適度な運動習慣が大切です。

このため、運動の機会が得られるイベント情報の提供を行うとともに、イベント時にロコモティブシンドロームに関する知識の普及・啓発を行います。

※ 運動器（骨、関節、筋肉、神経）の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態。

5 口腔の健康づくりの推進

- 歯・口の健康を維持し、よく噛んで食べることは「生きること」に直結し、歯の保有数が多く、よく噛んで食事を楽しむことは、口の機能が維持され、認知症予防に重要です。

このことから、口腔の健康づくりの大切さについて積極的な啓発活動を行うとともに、オーラルフレイル(口の虚弱)の予防を推進します。

6 食の支援

- 高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を予防することは認知症予防につながることから、減塩メニューやバランスの取れた食事の重要性について普及・啓発を行います。

7 身近な地域スポーツの促進

- ライフステージに応じたスポーツ活動を推進・充実させ、住民の心身の健康の保持・増進を図るため、各市町村における地域の身近な場所でのウォーキングや体操などのスポーツ活動を推進します。

数値目標

項目	現状値	目標値
いきいき百歳体操実施箇所数	(平成 29 年度) 135 箇所	(平成 32 年度) 195 箇所

コラム1 「いきいき百歳体操」による認知症予防

「地域で元気にいきいきといつまでも自分らしい生活を！！」をテーマに、身延町では地域づくりによる介護予防推進事業「いきいき百歳体操」を平成27年度から実施しています。

この事業は、地域住民自らが主体となり、週1回継続して行うもので、全身の筋力の維持向上を図ることと、身近な地域の中に住民自ら運営する集いの場が確保されることで、人と人とのつながりを通じて、生きがいや役割を持って生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

県のモデル事業として取り組みが始まったこの体操は、口コミで広まり、現在43か所635人が参加しています。世話人さんを中心に週1回身近な公民館に集い、自分の体に合った重りをつけて「1. 2. 3. 4. . . .」とかけ声をかけ合いながら、約35分のDVDに合わせて体操をします。また、いきいき百歳体操とセットで口腔機能のため「ニコニコ長生き やまなし体操」を行っています。



体操の日は参加者同士が誘い合って会場に出向き、体操が終わった後はお茶飲みをするグループやカラオケをするグループ、お気に入りの体操をするグループなど、それぞれ工夫を凝らして楽しい時間を過ごしています。一方、負担にならないよう、体操の後はあえて何もしないグループもあります。帰り道、気の合う仲間のお家におじゃまして、話に花が咲く光景もあります。

いきいき百歳体操を始めるようになってから「仲間同士が仲良くなった」「集いの場になり交流が増えた（地域のつながりが深まった）」「筋力がついて楽に動けるようになった」「参加者が明るくなった」「みんなに会える楽しみができた」「曜日を意識するようになった」など、運動機能向上だけでなく、閉じこもり予防や認知症予防の効果が出ています。

今後もこの事業を広め継続していくことで、住民が共に支え合う介護予防の環境づくりを町もお手伝いしていきたいと思えます。

(地域における住民主体の介護予防の取り組みの紹介～身延町「いきいき百歳体操」の取り組み～)

基本目標2

早期診断・対応体制等の医療・介護サービスの整備

現状と課題

- 認知症の症状や軽度認知障害(MCI)に関する知識の普及啓発を進めることにより、本人や家族が小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談し、それにより発症を遅らせることが可能となります。
- 各圏域に設置した認知症の鑑別診断等ができる専門医療機関である、認知症疾患医療センターや認知症相談センターと市町村が設置した認知症初期集中支援チーム、認知症サポート医、かかりつけ医等が効果的に連携し、早期診断・対応及び医療継続体制をより強化していく必要があります。
- また、診断後は、地域の関係者の連携による医療継続や服薬支援、地域の介護サービスや認知症関連団体等を紹介するなど、本人の視点に立った適切な対応を行い、地域の中で認知症の人を支えていくことが重要です。

施策の方向

早期診断・対応体制を強化していくとともに、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービスが切れ目なく提供される体制づくりを進めます。

主な施策

1 各市町村における「認知症初期集中支援チーム」の機能向上に向けた支援

- 認知症初期集中支援チームは全ての市町村で設置されましたが、効果的に機能するよう、先進的な取組事例の収集や情報提供、研修会の開催等により市町村を支援します。

2 認知症疾患医療センター等の設置運営及び他機関との連携強化

- 認知症疾患医療センター等が地域の認知症医療の中核機関として、かかりつけ医、認知症サポート医、地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化していくよう、地域の関係者との意見交換会の開催等を通じて、支援していきます。

3 歯科医療機関や薬局における認知症対応力向上の推進

- 高齢者と接する機会の多い歯科医療機関や薬局が、口腔機能の管理や薬剤師による服薬指導等を通じて、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して適切な対応を行っていくことができるよう、歯科医師や薬剤師の認知症対応力向上研修を行います。

4 医療・介護等の有機的な連携の推進

- 認知症の人が、状態に応じて受けられるサービスの流れを示す認知症ケアパス[※]が、本人視点を重視したより分かりやすく活用しやすいものとなるよう、市町村の取り組みを支援するとともに、その活用を推進していきます。

※ 認知症の人が、状態に応じてどんなケアを受けるのか「ケアの道、流れ（Care Pathway）を指すもので、地域ごとの標準的な認知症ケアパスを各市町村が作成。具体的には、認知症の人の生活機能障害の進行にあわせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けられるのか、具体的な機関名やケア内容等を事前に示めすもの。

- 地域ケア会議を運営する地域包括支援センターの職員等の資質向上や会議の実施方法に関する研修会の開催など、「地域ケア会議」が各地域で充実したものとなるよう、市町村の取り組みを支援します。

- 認知症に関わる医療・介護連携のマネジメントを行う上で必要な退院支援・地域連携に係るツールの活用について、先進的な取組事例の収集や情報提供を行うなど、一層の普及に取り組みます。

5 認知症の人に対する適切なリハビリテーションの推進

- 認知症の人が認知機能等の能力を最大限に活かし、自立した日常生活を継続できるよう、本人の心身の特性に応じた適切なリハビリテーションを行うことができるよう、リハビリテーション従事者に対する研修会等を行います。

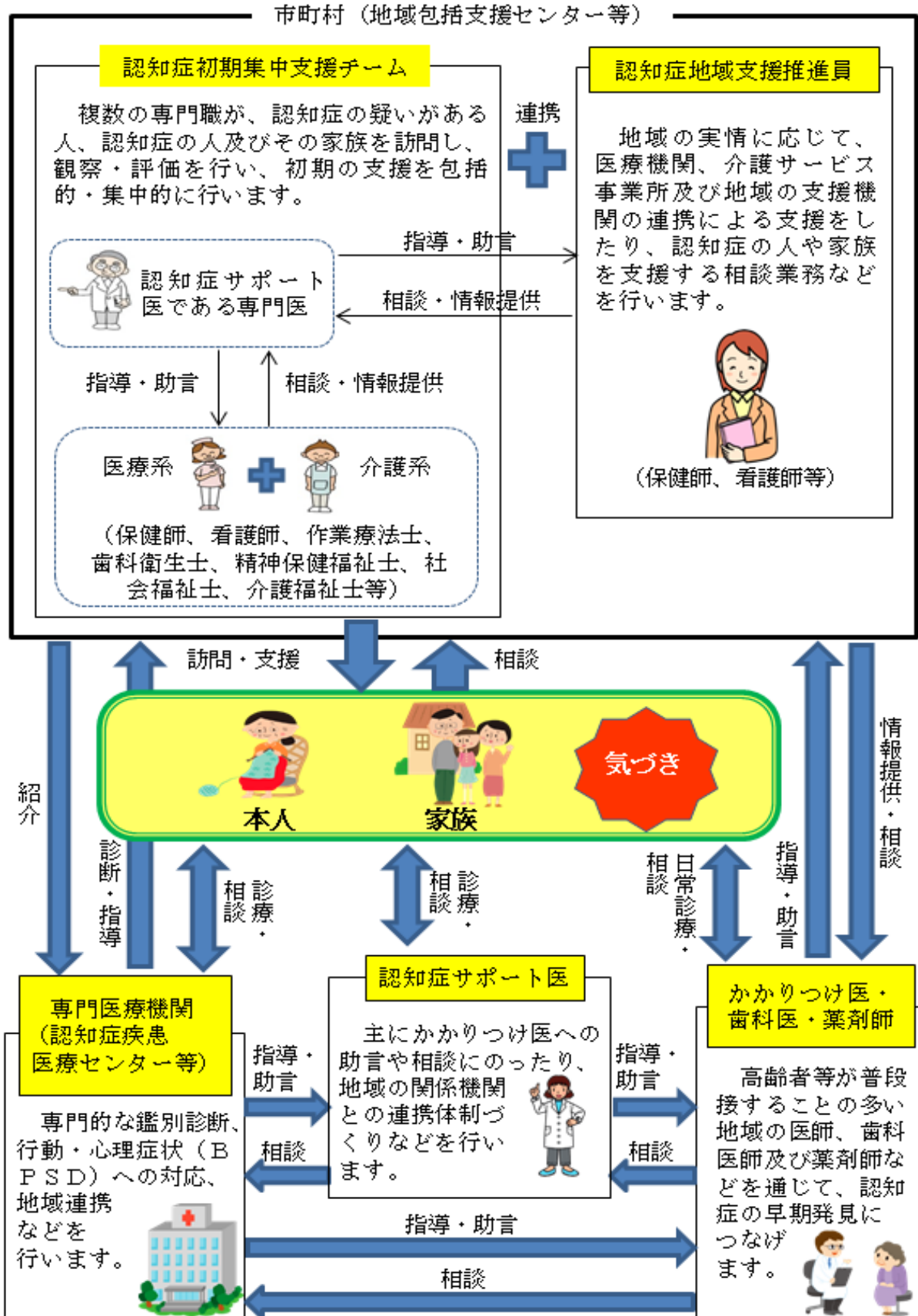
6 介護サービス基盤の整備

- 認知症の人は、容態や環境に応じて、様々な形で介護サービスを受けながら生活をしていくこととなるため、健康長寿やまなしプラン(介護保険事業支援計画)に沿って介護サービスの基盤整備を進めていきます。


数値目標






項目	現状値	目標値
歯科医師認知症対応力向上研修受講者数	(平成 29 年度) 205 人(累計)	(平成 32 年度) 300 人(累計)
薬剤師認知症対応力向上研修受講者数	(平成 29 年度) 290 人(累計)	(平成 32 年度) 410 人(累計)

認知症の早期診断・対応における関係者の役割 (イメージ)



認知症ケアパス(イメージ)

認知症の進行ステージ(右に行くほど進行している状態) 

認知症の状態	認知症の進行ステージ(右に行くほど進行している状態)				
	認知症の疑いがある	認知症はあるが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
介護予防・活動参加・仕事や役割  公的サービス・非公的支援(ステージごとに用意されているサービス)	小地域のつどい・サロン、老人クラブ、生涯学習カレッジ、趣味活動等				
	介護予防教室、高齢者つどいの日	高齢者ふれあいサロン	食生活改善支援事業、介護保険サービス：通所介護		
	家庭の中での役割				
	シルバー人材センター				
安否確認や見守り・生活支援・身体介護	民生委員・児童委員、地域の個別見守り活動、協力事業者による高齢者見守り事業				
	シルバー人材センター 生活支援ボランティア(地域限定あり)	緊急通報システム機器設置事業、食の自立支援事業、徘徊高齢者家族支援サービス		福祉サービス利用援助事業、成年後見制度	
			訪問美容事業、介護保険サービス	訪問介護、通所介護、小規模多機能型居宅介護	
医療・緊急時支援	もの忘れ相談				
	かかりつけ医、認知症相談医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局				
	認知症疾患医療センター				
			介護保険サービス：訪問看護		
家族支援	地域包括支援センター、高齢者支援センター、ケアマネジャー				
	認知症カフェ、介護者の会(※認知症の介護に限定されない)				
住まい・施設 	サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム		在宅改修・福祉用具のリ用による自宅の環境整備		
			グループホーム		
			介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設		

介護保険施設等の整備計画(健康長寿やまなしプラン:P50、51)

施設・居住系サービス整備計画(介護療養型医療施設等からの転換以外)

(単位:人)

サービス種別・圏域		定員数 29年度末(見込)	必要入所(定員)総数		
			30年度	31年度	32年度
施設 サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	3,511	3,511	3,511	3,511
	中北	1,768	1,768	1,768	1,768
	峡東	650	650	650	650
	峡南	410	410	410	410
	富士・東部	683	683	683	683
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模の特別養護老人 ホーム)	1,516	1,545	1,632	1,719
	中北	734	734	763	821
	峡東	339	339	368	368
	峡南	114	143	143	143
	富士・東部	329	329	358	387
	介護老人保健施設 (定員30人以上)	2,790	2,790	2,790	2,790
	中北	1,386	1,386	1,386	1,386
	峡東	510	510	510	510
	峡南	324	324	324	324
	富士・東部	570	570	570	570
	介護老人保健施設 (定員29人以下)	29	29	29	29
	中北	29	29	29	29
峡東	0	0	0	0	
峡南	0	0	0	0	
富士・東部	0	0	0	0	
介護医療院	0	0	0	0	
中北	0	0	0	0	
峡東	0	0	0	0	
峡南	0	0	0	0	
富士・東部	0	0	0	0	
介護療養型医療施設 (医療機関の療養病床の うち介護保険適用部分)	183	183	183	183	
中北	147				
峡東	18				
峡南	0				
富士・東部	18				

(単位:人)

サービス種別・圏域		定員数 29年度末(見込)	必要入所(定員)総数		
			30年度	31年度	32年度
居住系 サービス	認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	1,067	1,067	1,103	1,139
	中北	677	677	695	713
	峡東	195	195	213	231
	峡南	60	60	60	60
	富士・東部	135	135	135	135
	介護専用型特定施設 入居者生活介護 (介護専用型の介護付有料 老人ホーム)	43	43	43	43
	中北	0	0	0	0
	峡東	43	43	43	43
	峡南	0	0	0	0
	富士・東部	0	0	0	0
	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (小規模の介護付有料老人 ホーム)	131	131	131	131
	中北	58	58	58	58
	峡東	73	73	73	73
	峡南	0	0	0	0
	富士・東部	0	0	0	0
	混合型特定施設 入居者生活介護 (介護専用型以外の介護付 有料老人ホーム)	297(430)	297(430)	297(430)	297(430)
	中北	93(134)	93(134)	93(134)	93(134)
峡東	204(296)	204(296)	204(296)	204(296)	
峡南	0	0	0	0	
富士・東部	0	0	0	0	

※ 混合型特定施設の平成29年度末(見込)及び必要入所(定員)総数は、特定施設入居者生活介護を利用すると見込まれる推定利用定員であり、()の母体施設の総定員数の70%とした。

※ 混合型特定施設は養護老人ホームにおける床数を含まない。

基本目標 3

医療・介護サービスを担う人材の育成及び確保

現状と課題

- かかりつけ医は、本人に最も身近な存在として、認知症の早期発見とその状態の変化の把握、認知症の人への日常的な診療や家族への助言を行うことが期待されています。
- 認知症サポート医は、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、地域での専門医療機関や地域包括支援センター等の連携の推進役を担うことが期待されており、さらに増やしていく必要があります。
- 一般病院に入院中の高齢者に認知症の症状が見られることは少なくなく、身体的な治療とともに認知症への対応が必要となります。
- 介護従事者は、認知症を十分に理解し、出来る限り行動・心理症状(BPSD)を防ぐ本人の視点に立った良質な介護を提供することが求められるため、その人材を確保していく必要があります。

施策の方向

医療従事者が本人の視点に立ち、容態に応じた質の高いケアを、それぞれの立場で役割に応じて適切に提供していくために、各種研修を実施し、人材の育成確保を図ります。

主な施策

1 かかりつけ医等の対応力向上と認知症サポート医の養成

- 身近なかかりつけ医が早期に認知症に気づき、適切な機関等につなげることが重要であることから、かかりつけ医の認知症対応力の向上を目的とした研修を行います。
- かかりつけ医からの認知症診断等に関する助言や相談等に応じ、支援を行う認知症サポート医の養成を進めます。

2 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上の推進

- 認知症の人の身体合併症対応等を行う急性期病院等で、身体合併症等への対応とともに認知症の人の特性に合わせた適切な対応が可能となるよう、一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施します。

3 認知症看護認定看護師の養成と活用の推進

- 認知症看護認定看護師は、認知症の容態に応じた療養環境の調整やケア体制の構築等について専門的知識と技術を有する看護師であり、県内の医療機関で指導的役割等を担えるよう認知症看護認定看護師の養成を進めます。

4 介護サービス従事者の各種研修の実施及び充実

- 認知症の人への質の高い介護を行う人材を確保するため、次の研修を実施するとともに、受講しやすい環境を整えていきます。
 - ◆認知症介護基礎研修
 - ◆認知症介護実践研修
 - ◆認知症介護実践リーダー研修
 - ◆認知症介護指導者養成研修
 - ◆認知症対応型サービス事業所の開設者及び管理者に対する研修

5 認知症の人の低栄養予防を促進するための医療専門職等の対応力の強化

- 認知症の人の低栄養予防を促進するために、食事しやすい環境、量、形態及び摂食の仕方等について、歯科医師、歯科衛生士及び栄養士等の対応力を強化します。

数値目標

項目	現状	目標値
かかりつけ医の認知症対応力向上研修受講者数	(平成 29 年度) 631 人(累計)	(平成 32 年度) 894 人(累計)
認知症サポート医数	(平成 29 年度) 59 人(累計)	(平成 32 年度) 70 人(累計)
一般病院勤務の医療従事者認知症対応力向上研修受講者数	(平成 29 年度) 1,213 人(累計)	(平成 32 年度) 1,570 人(累計)
認知症介護基礎研修受講者数	(平成 29 年度) 109 人(累計)	(平成 32 年度) 331 人(累計)
認知症介護実践研修受講者数	(平成 29 年度) 2,076 人(累計)	(平成 32 年度) 2,525 人(累計)
認知症介護実践リーダー研修受講者数	(平成 29 年度) 451 人(累計)	(平成 32 年度) 572 人(累計)
認知症介護指導者養成研修受講者数	(平成 29 年度) 28 人(累計)	(平成 32 年度) 36 人(累計)
認知症対応型サービス事業所の開設者及び管理者に対する研修受講者数	(平成 29 年度) 530 人(累計)	(平成 32 年度) 638 人(累計)

基本方針 2

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるための 支援体制の構築

基本目標 4

地域での支援体制の構築

現状と課題

- 認知症の人を地域で支えていくためには、認知症の人本人の視点を重視することが大切です。認知症の人の声を、行政・地域の関係者が丁寧に聴くとともに、当事者も支援者となるような方向性の取り組みが大切です。
- 認知症カフェは、認知症の人や家族が、地域の人や専門職と情報を共有し、お互いを理解しあう場として有効であり、様々な主体により設置が進められていますが、今後はより当事者が参加しやすく、ニーズに合った内容にしていくことが求められます。
- 市町村を中心に様々な認知症高齢者の見守りの取り組みが行われていますが、認知症の人の行方不明者は年々増加しており、死亡により発見された事例や未解決の事案も多数存在しています。
- 認知症が原因と思われる交通事故の増加を背景に、平成 29 年 3 月に施行された道路交通法改正で認知機能の低下に着目した対策が強化されましたが、運転免許証返納後等の高齢者の移動手段の確保が喫緊の課題となっています。
- 成年後見制度は、認知症等により判断能力が低下した人の財産や権利を守る制度ですが、高齢者の増加に比して十分な利用がされていないため、各地域において、行政、社会福祉協議会、専門職団体等がネットワークを構築し、利用しやすい環境を整える必要があります。

施策の方向

認知症本人の視点に立ち、様々な制度や社会資源等を利用しやすい環境を整えるとともに、多様な主体によるネットワークを構築し、地域での支援体制の充実を図ります。

主な施策

1 交流会や研修会の開催による認知症の人と家族への支援

- 認知症の人の介護は、不安やストレスなど精神的な負担が大きく、また、日ごろ孤立しがちな中で、認知症に関する知識が不足したまま介護をしている人が少なくないため、同じ境遇や悩みをかかえている仲間や支援者と交流し、励まし合えるよう、その不安やストレスを軽減することを目的に、交流会や研修会を開催します。

2 認知症カフェの設置への支援及びネットワーク化の推進

- 認知症カフェは、認知症の人や家族が、地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場であるとともに、認知症の人が自ら活動し、楽しめる場所ともなるため、さらに多くの場所で認知症の当事者が望むカフェが設置されるよう、市町村の取り組みを支援します。
- 認知症の人や家族が安心して利用できるよう、県内の認知症カフェの情報の提供や認知症カフェの運営者のネットワーク化の推進等により、認知症の人や家族がより利用しやすい環境を整えます。

3 認知症本人の想いを聴く対話の場づくりやその声を反映した地域づくりへの支援

- 認知症の人が、できることを活かして希望や生きがいを持って暮らしている姿や自らの言葉でメッセージを語る姿を、研修会の開催等を通じて積極的に発信することにより、認知症の本人の想いを聴き、願いを実現するための地域づくりを支援していきます。

4 認知症コールセンター（電話相談窓口）の運営

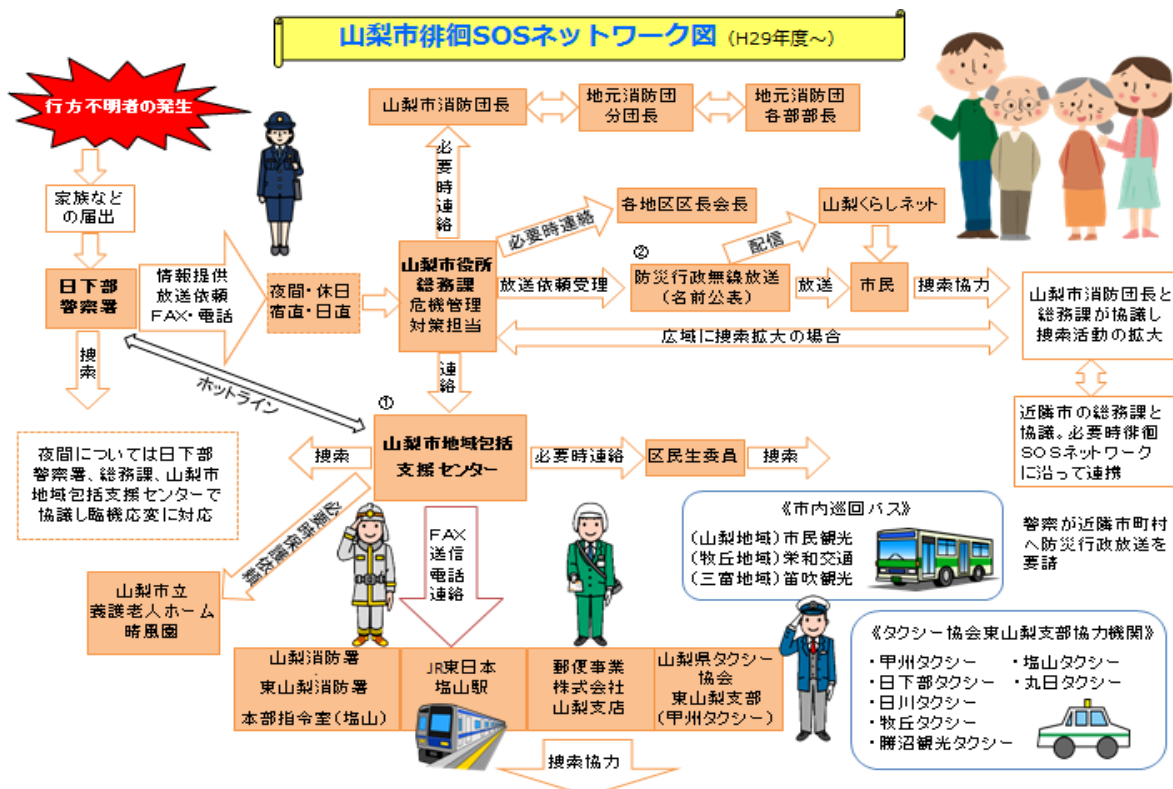
- 認知症に関する悩みや疑問は、医療・介護サービス、権利擁護、自宅介護に関する事など、多種多様ですが、認知症の知識や介護技術、各種サービスに関する情報提供や介護の困難さ等に対する精神的支援を行うため、保健師等専門職や認知症介護経験者によるコールセンター（電話相談窓口）を設置・運営します。

5 地域での認知症の人に対する見守り体制の強化及び充実への支援

- 行方不明・身元不明認知症高齢者等の早期発見・保護を含め、地域での見守り体制を整備していく必要があることから、研修会等を通じ市町村が行う認知症の人に対する地域での見守り体制の構築及び強化への支援を行っていきます。
- 認知症の人や家族が安心して暮らすためには、高齢者の安全を確保し、緊急時には必要な対応をとる必要があることから、各種ツールによる見守り・安否確認サービスの情報提供、おかえりマーク[※]の普及促進等により、地域での見守り体制の充実を図ります。

※ 公益社団法人認知症の人と家族の会山梨県支部（あした葉の会）が作成したワッペン。内側に名前や連絡先を記入し、服につけることが可能。無事に家に帰れるように・・・と願いが込められている。

<高齢者徘徊・見守りSOSネットワーク(山梨市の例)>



6 認知症サポート事業所の推進や見守り体制構築の推進

- 認知症の人とその家族への見守りや支援についての取り組みを実施している事業所を「認知症サポート事業所」として登録し、その取り組みを評価することにより、事業所の取り組みを支援します。
- 様々な企業との連携を進め、地域、企業、行政が協力し合いながら、地域のさりげない見守り体制づくりを推進します。

7 高齢者の交通事故防止や移動手段確保に向けた取り組みの推進

- 自動車の運転に不安を感じる高齢者に対して、運転免許自主返納制度の活用や高齢者を対象とした公共交通の運賃割引などの利用制度を周知します。
- 夜間等における徘徊の恐れのある人やその家族等に対し、交通事故に遭わないための反射材の装着や明るい衣類等の着用について周知活動を実施します。
- 認知機能の低下に着目した対策を強化した改正道路交通法の円滑かつ確実な運用に向け、警察と関係機関、団体等が連携するほか、自動車等の運転に不安を感じている人やその家族等からの運転免許の継続、返納等に関する相談に関して、相談者の心情に配慮した相談を実施します。
- 市町村の協力を得て、高齢者に対して個別訪問等により交通安全啓発物品の配付や交通安全指導などを実施するとともに、高齢者を対象とした少人数による実用的な交通安全教室を開催します。
- 交通政策と福祉に関わる関係者が連携し、高齢者の移動手段確保のための検討を進めます。

8 認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターの活動への支援

- 市町村が配置した認知症地域支援推進員を対象に、推進員のスキルアップと円滑な活動を支援するための情報共有や連携を目的とした情報交換会等を開催します。
- 市町村が配置した生活支援コーディネーターが行う、地域の資源や関係者をつなぎ、認知症の人や家族が地域で安心して暮らすための活動について効果的な支援を行うため、研修会や意見交換会を開催します。

9 成年後見制度の利用促進と市民後見人の養成の推進

- 成年後見制度の利用促進に向けて、制度の普及啓発を行うとともに、「成年後見制度利用促進基本計画」(平成 29 年 3 月 24 日閣議決定)に基づく地域連携ネットワーク等の市町村の取り組みを支援します。
- 市民後見人は、本人に対してきめ細かな支援ができ、後見人の担い手不足にも対応できるため、市町村や関係機関と連携して養成を進めます。

10 高齢者の虐待や消費者被害の防止への取り組みの推進

- 高齢者の虐待防止のため、市町村・地域包括支援センター職員に対して、専門職による派遣相談や研修会を開催します。
- 高齢者の消費者被害防止のため、消費生活地域講座などによる啓発活動を実施します。
- 金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の活用促進を図ります。

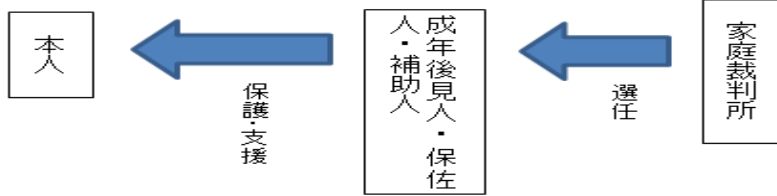
11 民生委員、ボランティア等の活動の促進

- 地域での見守りや相談体制の整備に深く関わる民生委員・児童委員について、資質向上を図る研修等を行います。
- 高齢者の地域活動やボランティア活動への参加を促進するため、普及啓発事業を通じて、ボランティア・NPO 活動への理解を深め、活動の推進を図ります。
- 愛育班員や食生活改善推進員等による、地域組織の育成・支援に資する活動を通じて、地域住民の共助活動の活性化を図ります。
- 「山梨ことぶき勸学院」事業を通じて、高齢者に対し、継続的かつ自主的な学習の場を提供することによって高齢者の新たな生きがいづくりと仲間づくりを行い、健康で活力に満ちた地域づくりに貢献できる人材を養成します。

<成年後見制度>

成年後見制度の利用促進に向けて ～必要な人がいつでも利用できる体制構築の推進～

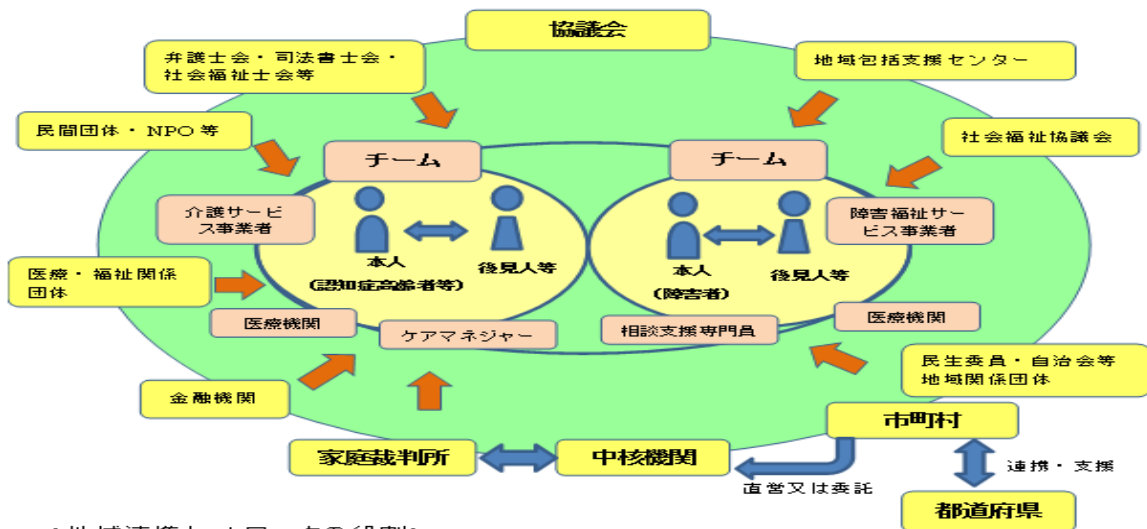
1 成年後見制度とは



選任された成年後見人等は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援します。

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、各市町村では、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するよう努めるものとされています。



<地域連携ネットワークの役割>

- ★権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ★早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ★意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

数値目標

項目	現状	目標値
認知症カフェ設置市町村数	(平成 29 年度) 20 市町村	(平成 32 年度) 全市町村
認知症高齢者の見守り体制構築市町村数	(平成 29 年度) 18 市町村	(平成 32 年度) 全市町村
認知症サポート事業所登録数	(平成 29 年度) 392 事業所	(平成 32 年度) 1,500 事業所

コラム2 自分らしく輝ける場所「認知症カフェ」

「認知症の姑を介護していたその時に、介護者同士の集う場所がほしかった」 この一言から始まった中央市の認知症カフェ。認知症カフェとは、認知症の人と家族、地域の皆さんが誰でも自由に参加でき、お茶を飲みながら、日頃の悩みや情報交換などができる集いの場所です。開設から3年が経過した今では、参加者が50名を超すようになりました。

市民協力者の皆さんの「こんにちは。待っていたよ。元気にしていた？」の言葉に迎えられて席に着くと、まず飲み物が運ばれます。それから、困っていること、嬉しかったことなど、日常の様々な話題で会話が始まります。

認知症の方は、「自分のできること」、「自分の得意なこと」、「昔楽しんだこと」を市民協力者の皆さんと楽しそうに行っています。それは、湯茶の接待や盆踊り楽器の演奏など多種多様です。ここでは、認知症の方も家族も市民協力者も専門職も誰もが役割を持ち、主役になります。みんなが自分らしく、生き生きと過ごしています。

参加している市民協力者が、「認知症の方は何もできない人ではない。一緒に時間を過ごすことで、その人その人できることは違うけれど私たちと同じだ。」と感じたことを話してくれました。こうして市民協力者は認知症の方と接するとき大切なことを学んでいます。家族はそんな市民協力者に認知症の方を委ねて、心と体を休める時間を過ごしています。



認知症の妻を介護している男性介護者は、「ここ（認知症カフェ）に来るまでは、妻と二人孤立していた」、「出かけたいと妻が言うが、どこに連れて行って良いのか困っていた」と話してくれました。この男性介護者は、今ではカフェになくてはならない存在になっています。

カフェを閉店するときは、市民協力者がひと家族ごとに見送ります。「今日は〇〇さんと歌えて楽しかったね。また待っているよ」と声をかけます。家族からは「また来月来ます。ありがとうございました」と手を挙げて返事をしてくれます。これが、次回のカフェ開催の原動力になっています。近くで参加できる認知症カフェを増やそうと中央市内では4か所にできました。認知症カフェがさらに各地域に増え、参加しやすくなると在宅で介護している皆さんの支えになると確信しています。

（中央市「認知症カフェ」の取り組みの紹介）

基本目標 5

若年性認知症施策の強化

現状と課題

- 認知症は年齢を重ねるとともに発症しやすくなりますが、年齢が若くても発症することがあり、64歳以下で発症した場合に「若年性認知症」と呼ばれます。
- 若年性認知症の人が置かれている状況は、本人が現役世代のため、仕事に支障がでたり、経済的な問題が発生したり、また、家族に心理的な影響が及ぶなど、認知症高齢者とは異なる状況があります。
- 現状では若年性認知症に対する理解は、十分でないため、専門医の受診が遅れ結果として症状が進行し、社会生活が事実上困難となる場合もあることが指摘されています。
- 医療・福祉・就労等の総合的な支援を実施し、一人ひとりの状態やその容態に応じた適切な支援方策の構築が必要とされています。

施策の方向

若年性認知症への理解の普及や本人・家族の居場所づくりを進めるとともに、本人や家族が安心して相談でき、必要な支援が受けられるよう、総合的な相談体制づくりを進めます。

主な施策

1 若年性認知症に対する相談・就労支援体制の強化

- 若年性認知症の人の視点に立った支援の拡充を図るため、若年性認知症の人や家族に対する相談支援や就労支援、自立支援に携わる関係者間のネットワークの調整役を担う、若年性認知症支援コーディネーターの配置を検討します。

2 若年性認知症の人の交流会の開催や居場所づくりの推進

- 若年性認知症の人や家族のニーズを把握するための交流会の開催や日頃の不安や悩みを相談できる居場所づくりに取り組みます。

3 事業者等への若年性認知症理解の啓発の推進

- 事業者や産業医に対して、若年性認知症に関する就労上の配慮等を含む必要な知識等の普及・啓発を行います。

数値目標

項目	現状	目標値
若年性認知症の認知度	—	(平成 32 年度) 増加

基本方針 3
認知症に対する正しい理解の普及と県民総サポーターの推進

基本目標 6
認知症への理解の促進

現状と課題

- 認知症は、「誰もがなる可能性がある病気」であり、県民全体で認知症の人や家族をサポートしていくためには、認知症への正しい理解を促進することが大切です。
- 認知症への理解を深め、認知症に関する社会の見方を変えるためには、認知症の人が生き生きと活動している姿、特に、初期段階の認知症の人が、できないことを様々な工夫で補いつつ、できることを活かして希望や生きがいを持って暮らしている姿を発信していくことが重要です。
- 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする「認知症サポーター」は、着実に増加していますが、今後も継続的な養成が必要です。
- 一方で、「認知症サポーター」による地域における認知症の早期発見や見守り等への積極的な関与は十分ではない状況があることから、サポーターが地域で活躍できる場づくりなどが必要です。
- また、サポーターを養成するための講師役となるキャラバン・メイトについても、キャラバン・メイトの全ての方が十分に活動できていない現状があるため、フォローアップや活動できる場づくりなどが必要となっています。

施策の方向

すべての県民が認知症を正しく理解し、認知症の人と家族を支える「県民総サポーター」を推進していきます。また、将来にわたって安心して暮らせる社会を構築していくためには、次代を担う子どもたちの認知症への理解が重要であることから、学校教育などを通じた理解の促進に取り組みます。

主な施策

1 認知症サポーターの養成及び活躍できる場づくりの拡大

- 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターの養成を進めます。
- 認知症サポーター養成講座の際に、認知症サポーターが地域でできる活動事例等を紹介したり、養成講座の修了者等を対象に、ステップアップ講座など復習も兼ねて学習する機会を設けるなど、活動につながる取り組みを行います。
- 認知症の人が希望や生きがいを持って暮らしている姿を、認知症サポーター養成講座等を通じて広く多くの方に伝えていくことにより、認知症に対する社会の見方を変えていきます。

2 認知症キャラバン・メイトの養成及び活用方策の検討・実践

- 認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成を進めます。
- 認知症カフェの企画やカフェへの参画など、認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトが活躍できる場が拡大するよう、地域包括支援センターなどと連携し、市町村の地域の実情に応じた取り組みを推進します。

3 小・中学生や高校生の認知症サポーター養成の推進

- 学校教育における、認知症の人を含む高齢者への理解を促進するため、小学生・中学生・高校生の認知症サポーターの養成を進めます。

4 小・中学校の道徳教育や高等学校の福祉教育などを通じた認知症への理解の促進

- 小・中学校の道徳教育や高等学校の福祉教育などを通じて、高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者に対する理解を深めるような教育を推進します。

5 公共施設における認知症への正しい理解に基づく適切な対応の推進

- 県や市町村の公の施設の職員の認知症サポーター養成講座の受講を促進し、認知症について正しい理解を持って、適切な対応ができる体制整備を進めます。

数値目標

項目	基準値	目標値
認知症サポーター数(養成講座修了者数)	(平成 29 年度) 87,449 人(累計)	(平成 32 年度) 110,000 人(累計)
認知症キャラバン・メイト数 (養成講座修了者数)	(平成 29 年度) 1,510 人(累計)	(平成 32 年度) 1,900 人(累計)

コラム3 オレンジリングについて

オレンジリングとは、認知症サポーター養成講座を修了した際に渡されるオレンジ色のブレスレットで、認知症の人や家族を支援する目印となるものです。地域で暮らす多くの人々が認知症サポーターとなり、心の中にオレンジ色のような温かい気持ちを持って、認知症になっても安心して暮らせる地域を目指していきましょう。



オレンジリング



世界アルツハイマーデー(9/21)に合わせた県庁別館ライトアップ

<オレンジ色の由来>

江戸時代の陶工酒井田柿右衛門が夕日に映える柿の実の色からインスピレーションを得て作り出した赤絵陶器が、海外に輸出され、高い評価を得たように、日本発祥の認知症サポーターの取り組みが世界のいたるところで、広く知れ渡ってほしいとの思いから日本における認知症支援のシンボルカラーとなりました。また、温かみを感じさせる色であることから「手助けします」という意味も持つといわれています。

コラム4 地域啓発イベント 認知症スタンプラリー大会について

一般社団法人山梨県作業療法士会 認知症対策推進委員会

認知症についての注目度は日に日に高まっていますが、依然十分な理解は得られておらず、家に閉じこもりがちになってしまう方が多くいます。また、認知症に関する研修会は各地で開催されていますが、参加者は専門職や関係者に偏っていると思われる。そこで、「当事者やご家族が楽しく外出できる場を作ること」と「当事者やご家族でなくても、認知症について興味を持ち、認知症の方を支える輪を広げられる」ことを目的に、認知症スタンプラリー大会を開催しました。

公共の公園である「森林公園金川の森」で開催し、認知症に関連する各ブースを回りながら、体験や説明を通して認知症のことを楽しく学べる機会をつくりました。ブースは、作業療法士会や福祉用具業者などの専門職の他に、アロマセラピーやコーヒー試飲など幅広い分野の人が担当しました。初回となった平成 28 年は、200 名を超える参加者が得られ、偶然公園に来て参加した方からも「認知症へ興味を持った」と意見をいただきました。

参加者は、専門職、行政関係者、当事者や家族、車いすの方、一般の大人や子供、偶然来ていた方等が入り混じり、誰が認知症か一目でわからない光景が広がりました。この光景は、認知症の方も社会の一員であり、認知症を患った方が当たり前で暮らせる社会の縮図のように映りました。「認知症」というキーワードの元、様々な分野の方とつながりを持ち、より身近な情報として認知症の知識が得られる仕組み作りが必要だと思われます。



(認知症の正しい理解の促進の取り組みの紹介)

基本目標7 関係機関との連携強化

現状と課題

- 認知症の人やその家族を社会全体で支えていくための体制づくりの構築にあたっては、有識者や医療・介護・福祉などの関係団体、市町村などと緊密に連携していくことが必要です。

施策の方向

認知症の人やその家族、有識者や関係機関の意見を伺いながら、認知症対策を総合的かつ効果的に推進していきます。

主な施策

1 山梨県認知症対策庁内連絡会議の開催

- 山梨県認知症対策庁内連絡会議を開催し、関係各課が連携して全庁を挙げて総合的な認知症対策を推進していきます。

2 地域包括ケア推進協議会認知症対策部会、市町村認知症連絡会及び圏域ごとの連絡会の開催

- 認知症の人やその家族、有識者、関係団体及び市町村などによる地域包括ケア推進協議会認知症対策部会や市町村認知症連絡会及び圏域ごとの連絡会を開催し、それぞれの地域の取り組みを支援します。

山梨県認知症対策推進計画における数値目標一覧

基本目標		施策	数値目標		
			項目	現状	目標
1	認知症予防につながる働きかけの推進	2 市町村における住民主体の介護予防の普及	いきいき百歳体操実施箇所数	平成29年度 135箇所	平成32年度 195箇所
2	早期診断・対応体制等の医療・介護サービスの整備	3 歯科医療機関や薬局における認知症対応力向上の推進	歯科医師認知症対応力向上研修受講者数	平成29年度 205人	平成32年度 300人
			薬剤師認知症対応力向上研修受講者数	平成29年度 290人	平成32年度 410人
3	医療・介護サービスを担う人材の育成及び確保	1 かかりつけ医等の対応力向上と認知症サポート医の養成	かかりつけ医の認知症対応力向上研修受講者数	平成29年度 631人	平成32年度 894人
			認知症サポート医数	平成29年度 59人	平成32年度 70人
		2 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上の推進	一般病院勤務の医療従事者認知症対応力向上研修受講者数	平成29年度 1,213人	平成32年度 1,570人
		4 介護サービス従事者の各種研修の実施及び充実	認知症介護基礎研修受講者数	平成29年度 109人	平成32年度 331人
			認知症介護実践研修受講者数	平成29年度 2,076人	平成32年度 2,525人
			認知症介護実践リーダー研修受講者数	平成29年度 451人	平成32年度 572人
			認知症介護指導者養成研修受講者数	平成29年度 28人	平成32年度 36人
認知症対応型サービス事業所の開設者及び管理者に対する研修受講者数	平成29年度 530人		平成32年度 638人		
4	地域での支援体制の構築	2 認知症カフェの設置への支援及びネットワーク化への推進	認知症カフェ設置市町村数	平成29年度 20市町村	平成32年度 全市町村
		5 地域での認知症の人に対する見守り体制の強化及び充実への支援	認知症高齢者の見守り体制構築市町村数	平成29年度 18市町村	平成32年度 全市町村
		6 認知症サポート事業者の推進や見守り体制構築の推進	認知症サポート事業所登録数	平成29年度 392事業所	平成32年度 1,500事業所
5	若年性認知症施策の強化	3 事業者等への若年性認知症理解の啓発の推進	若年性認知症の認知度	—	平成32年度 増加
6	認知症への理解の促進	1 認知症サポーター養成及び活躍できる場づくりの拡大	認知症サポーター数（養成講座修了者数）	平成29年度 87,449人	平成32年度 110,000人
		2 認知症キャラバン・メイトの養成及び活用方策の検討・実践	認知症キャラバン・メイト数（養成講座修了者数）	平成29年度 1,510人	平成32年度 1,900人

(注) 数値は、基本目標1施策2及び基本目標4施策2・4・5並びに基本目標5施策3を除き、全て累計数値

資料編

相談窓口・関係機関一覧

1 認知症について相談したい、介護保険サービスを利用したい

(1) 市町村相談窓口

身近な行政相談窓口として、保健・医療・福祉に関する総合的な相談に応じます。

圏域	市町村名	担当課	所在地		電話番号	
			郵便番号	住所		
中北	甲府市	健康政策課	400-8585	甲府市丸の内1-18-1	055-237-5484	
	韮崎市	長寿介護課	407-0024	韮崎市本町3-6-3	0551-23-4313	
	南アルプス市	介護福祉課	400-0395	南アルプス市小笠原376	055-282-7339	
	北杜市	介護支援課	408-0188	北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1336	
	甲斐市	長寿推進課	400-0192	甲斐市篠原2610	055-278-1693	
	中央市	高齢介護課	409-3893	中央市成島2266	055-274-8556	
	昭和町		いきいき健康課	409-3880	中巨摩郡昭和町押越616	055-275-8785
			福祉課	409-3880	中巨摩郡昭和町押越616	055-275-8784
峡東	山梨市	介護保険課	405-8501	山梨市小原西843	0553-22-1111	
	笛吹市	長寿介護課	406-0031	笛吹市石和町市部800	055-261-1907	
	甲州市	介護支援課	404-8501	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-5600	
峡南	市川三郷町	福祉支援課	409-3601	市川三郷町市川大門1790-3	055-272-1106	
		いきいき健康課	409-3244	市川三郷町岩間495	0556-32-2114	
	富士川町	福祉保健課	400-0505	富士川町長沢2374-2	0556-22-4615	
	早川町	福祉保健課	409-2714	早川町草塩88	0556-45-2363	
	身延町	福祉保健課	409-3304	身延町切石117-1	0556-20-4611	
	南部町	福祉保健課	409-2398	南部町内船4473-1	0556-64-4836	
富士・東部	富士吉田市	健康長寿課	403-0004	富士吉田市下吉田1842	0555-22-1111	
	都留市	長寿介護課	402-0051	都留市下谷2516-1	0554-46-5114	
	大月市	保健介護課	401-8601	大月市大月2丁目6-20	0554-23-8034	
	上野原市	長寿健康課	409-0112	上野原市上野原3163	0554-62-3136	
	道志村	住民健康課	402-0209	道志村6181-1	0554-52-2113	
	西桂町	福祉保健課	403-0021	西桂町下暮地915-7	0555-25-4000	
	忍野村	福祉保健課	401-0592	忍野村忍草1514	0555-84-7795	
	山中湖村	いきいき健康課	401-0595	山中湖村山中237-1	0555-62-9976	
	鳴沢村	福祉保健課	401-0398	鳴沢村1575	0555-85-3081	
	富士河口湖町	健康増進課	401-0392	富士河口湖町船津1700	0555-72-6037	
	小菅村	住民課	409-0211	小菅村4698	0428-87-0111	
丹波山村	住民生活課	409-0305	丹波山村890	0428-88-0211		

(2)地域包括支援センター

高齢者やその家族を支援するため、市町村が設置している総合相談窓口です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心になって、福祉、介護、権利擁護など各種サービスが受けられるよう支援します。

圏域	市町村名	地域包括支援センターの名称	所在地		電話番号
			郵便番号	住所	
中北	甲府市	甲府市東地域包括支援センター	400-0861	甲府市城東4-13-15	055-233-6421
		甲府市南東地域包括支援センター	400-0815	甲府市国玉町951-1	055-223-0103
		甲府市西地域包括支援センター	400-0041	甲府市上石田1-7-14	055-220-7677
		甲府市南西地域包括支援センター	400-0053	甲府市大里町5315	055-220-2315
		甲府市南地域包括支援センター	400-0851	甲府市住吉5-24-14	055-242-2055
		甲府市北東地域包括支援センター	400-0003	甲府市塚原町359	055-252-3398
		甲府市北西地域包括支援センター	400-0071	甲府市羽黒町1657-5	055-252-4165
		甲府市中央地域包括支援センター	400-0031	甲府市丸の内2-9-28 勤医協駅前ビル4階	055-225-2345
		甲府市笛南地域包括支援センター	400-1507	甲府市下向山町910 健康の杜センターアネシ内	055-266-4220
	韮崎市	韮崎市地域包括支援センター	407-0024	韮崎市本町三丁目6-3	0551-23-4313
南アルプス市	南アルプス市地域包括支援センター	400-0395	南アルプス市小笠原376	055-282-7339	
北杜市	北杜市地域包括支援センター	408-0188	北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1336	
	北杜市地域包括支援センター（ランチ）	408-0011	北杜市高根町箕輪新町50	0551-46-1005	
甲斐市	甲斐市地域包括支援センター	400-0192	甲斐市篠原2610	055-278-1693	
中央市	中央市地域包括支援センター	409-3893	中央市成島2266	055-274-8558	
昭和町	昭和町地域包括支援センター	409-3880	中巨摩郡昭和町押越616	055-275-4815	
峡東	山梨市	山梨市地域包括支援センター	405-8501	山梨市小原西843	0553-22-1111
	笛吹市	笛吹市北部長寿包括支援センター	406-0031	笛吹市石和町市部800	055-261-1907
		笛吹市東部長寿包括支援センター	405-0073	笛吹市一宮町末木807-6	0553-34-8221
		笛吹市南部長寿包括支援センター	406-0822	笛吹市八代町南917	055-225-3368
	甲州市	甲州市地域包括支援センター	404-8501	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-5600
峡南	市川三郷町	市川三郷町地域包括支援センター	409-3601	市川三郷町市川大門1790-3	055-272-1106
	富士川町	富士川町地域包括支援センター	400-0505	富士川町長沢2374-2	0556-22-4615
	早川町	早川町地域包括支援センター	409-2714	早川町草塩88	0556-45-2363
	身延町	身延町地域包括支援センター	409-3304	身延町切石117-1	0556-20-4611
	南部町	南部町地域包括支援センター	409-2398	南部町内船4473-1	0556-64-4836

圏域	市町村名	地域包括支援センターの名称	所在地		電話番号
			郵便番号	住所	
富士・東部	富士吉田市	富士吉田市地域包括支援センター	403-8601	富士吉田市下吉田6-1-1	0555-22-1111
		富士吉田市地域包括支援センターランチすこやか	403-0003	富士吉田市下吉田4-2-15	0555-21-1213
		富士吉田市地域包括支援センターランチなごやか	403-0003	富士吉田市下吉田9-9-10	0555-21-2940
		富士吉田市地域包括支援センターランチほがらか	403-0016	富士吉田市松山1613	0555-24-5334
		富士吉田市地域包括支援センターランチさわやか	403-0005	富士吉田市上吉田6530	0555-22-4111
	都留市	都留市地域包括支援センター	402-0051	都留市下谷2516-1	0554-46-5114
	大月市	大月市地域包括支援センター	401-8601	大月市大月2丁目6-20	0554-23-8034
		大月市地域包括支援センターブランチ型	401-0015	大月市大月町花咲10	0554-23-2001
	上野原市	上野原市地域包括支援センター	409-0112	上野原市上野原3163	0554-62-3128
	道志村	道志村地域包括支援センター	402-0209	道志村6181-1	0554-52-2113
	西桂町	西桂町地域包括支援センター	403-0021	西桂町下暮地915-7	0555-25-4000
	忍野村	忍野村地域包括支援センター	401-0511	忍野村忍草1445-1	0555-20-5211
	山中湖村	山中湖村地域包括支援センター	401-0595	山中湖村山中237-1	0555-62-9976
	鳴沢村	鳴沢村地域包括支援センター	401-0398	鳴沢村1575	0555-85-3081
	富士河口湖町	富士河口湖町地域包括支援センター	401-0392	富士河口湖町船津1700	0555-72-6037
	小菅村	小菅村地域包括支援センター	409-0211	小菅村4698	0428-87-0111
丹波山村	丹波山村地域包括支援センター	409-0305	丹波山村890	0428-88-0211	

(3) 山梨県認知症コールセンター(電話相談窓口)

保健師・看護師や認知症介護経験者が、適切な支援機関の紹介や、認知症介護に対する相談に応じます。

○電話相談開設日 月曜日～金曜日(午後1時～午後5時まで)

※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

○電話 055—222—7711

※ 電話相談は、顔を合わせることも、名前を知らせる必要もありませんので、安心して御相談ください。(相談は無料、秘密は厳守します)

○設置場所 山梨県庁内



- ・誰かに話を聞いてほしい
- ・認知症の介護について相談したい 等



(4) 若年性認知症コールセンター(若年性認知症相談窓口)

○利用時間 月曜日～土曜日(午前10時～午後3時まで)

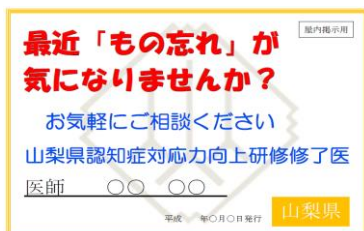
○フリーコール(無料) 0800—100—2707

○設置場所 認知症介護研究・研修大府センター内(愛知県大府市)

2 最近もの忘れが気になる、自分が認知症かどうか知りたい

(1) かかりつけ医

もの忘れが気になり始めたら、まずは身近な「かかりつけ医」に御相談ください。県では、かかりつけ医を対象に、認知症についてのアドバイスや専門医療機関の紹介などを行っていたための「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施しています。



かかりつけ医認知症対応力向上研修を修了した医師には、同研修修了医である旨の表示物(左記)を院内に積極的に掲示していただくようお願いしています。

※ かかりつけ医認知症対応力向上研修を終了した医師の一覧は、山梨県ホームページ「認知症高齢者を支援するページ」の「認知症相談窓口」に掲載しています。

(2) 認知症サポート医

認知症の診療等に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行い、専門医療機関や市町村などと連携して認知症の人や家族を支援する専門医です。

※ 認知症サポート医の一覧は、山梨県ホームページ「認知症高齢者を支援するページ」の「認知症相談窓口」に掲載しています。

(3) 認知症関係の専門外来等

「もの忘れ外来」など、認知症に関する専門外来を行っている医療機関があります。

※ 「もの忘れ外来」などの一覧は、山梨県ホームページ「認知症高齢者を支援するページ」の「認知症相談窓口」に掲載しています。

◎ご案内: 山梨県ホームページ「認知症高齢者を支援するページ」

医療機関の情報ははじめ、認知症に関する様々な情報を掲載しています。

<http://www.pref.yamanashi.jp/fukushi/ninchi>

または と 検索



(4) 認知症疾患医療センター

認知症について、鑑別診断や行動・心理症状(BPSD)への対応等を行うとともに、患者の病態に応じた医療機関の紹介、専門的な相談対応などを、地域包括支援センター等と連携しながら行う地域における医療と介護の連携拠点です。

センター名	所在地		電話番号
	郵便番号	住所	
山梨県立北病院	407-0046	韮崎市旭町上條南割3314-13	0551-22-1621
日下部記念病院	405-0018	山梨市上神内川1363	0553-22-0536
峡西病院	400-0405	南アルプス市下宮地421	055-282-2151
回生堂病院	402-0005	都留市四日市場270	0554-43-2291

3 認知症の人の介護をしている仲間と会って情報交換や介護の相談をしたい

○公益社団法人認知症の人と家族の会 山梨県支部

認知症の御本人と家族を中心とした全国組織で、認知症になっても安心して暮らせる社会を目指して、介護者同士の情報交換を行う「つどい」など様々な活動をしています。

- ・所在地 〒400-0867 甲府市青沼3-14-12
- ・電話 055-227-6040

4 認知症サポーターになりたい

認知症サポーターとなるためには、「認知症サポーター養成講座」を受講していただきます。「認知症サポーター養成講座」は、自治体と講師役である「認知症キャラバン・メイト」の協働で行われ、地域や職域・学校等を対象に、認知症の正しい知識や認知症の人への接し方等について講義等を行うものです。

県では、県立介護実習普及センター(P45)において、一般県民対象の「認知症サポーター養成講座」を開催するとともに、団体単位(5名以上のグループ)でも要望に応じて随時開催していますので、お問い合わせください。

また、公益社団法人認知症の人と家族の会山梨県支部(上記3)及び各市町村においても、認知症サポーター養成講座を開催しておりますので、それぞれお問い合わせください。

※お住まいの市町村窓口は P39をご覧ください。

5 悪質商法の被害にあったので相談したい、成年後見制度や日常の金銭管理について相談したい

(1) 県民生活センター

県行政や県民生活に関する相談業務、啓発事業、情報提供等を行っている機関です。消費生活相談にも対応しますので、被害にあったり、不安を感じたときは以下の窓口にご相談してください。

・所在地 〒400-0035 甲府市飯田1-1-20 JA会館5階

・電話 055-235-8455(消費生活相談)

※相談業務 月～金曜日(祝日及び年末年始を除く)午前8時30分～午後5時

(2) 成年後見制度の相談窓口

主な相談窓口は次のとおりですが、受付時間等の詳細は個々の窓口にお問い合わせください。

○法テラス山梨(日本司法支援センター山梨地方事務所)

・所在地 〒400-0032 甲府市中央1-12-37 IRIXビル1F・2F

・電話 050-3383-5411

○山梨県弁護士会・高齢者障害者支援センター(県弁護士会)

・所在地 〒400-0032 甲府市中央1-8-7(山梨県弁護士会館内)

・電話 055-235-7202

○公益社団法人成年後見センター リーガルサポート山梨(県司法書士会)

・所在地 〒400-0024 甲府市北口1-6-7(山梨県司法書士会館内)

・電話 055-254-8030

○一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 山梨支部(コスモス山梨) (県行政書士会)

・所在地 〒400-0031 甲府市丸の内3-27-5(山梨県行政書士会館内)

・電話 055-237-2601

○権利擁護センターばあとなあ山梨(県社会福祉士会)

・所在地 〒400-0073 甲府市湯村3-11-30

・電話 055-269-6280

(3)地域福祉権利擁護センター(地区センター)

認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人等で、判断能力が不十分な人を対象に、日常的な金銭管理やサービスの利用等のお手伝いをしています。(日常生活自立支援事業)

地域福祉権利擁護センター一覧

圏域	名称	運営 (基幹的社協)	対象地域	郵便番号	所在地	電話番号
山梨県地域福祉権利擁護センター				400-0005	甲府市北新1-2-12 県福祉プラザ4階	055-254-1820
中 北	甲府地区地域福祉権利擁護センター	甲府市社会福祉協議会	甲府市	400-0858	甲府市相生2-17-1	055-225-2119
	峡中地区地域福祉権利擁護センター	中央市社会福祉協議会	中央市、甲斐市、昭和町	409-3821	中央市下河東620	055-274-0294
	峡西地区地域福祉権利擁護センター	南アルプス市社会福祉協議会	南アルプス市	400-0337	南アルプス市寺部659	055-283-8722
	韮崎地区地域福祉権利擁護センター	韮崎市社会福祉協議会	韮崎市	407-0037	韮崎市大草町若尾1680	0551-22-6944
	北杜地区地域福祉権利擁護センター	北杜市社会福祉協議会	北杜市	408-0011	北杜市高根町箕輪新町50	0551-46-1005
峡 東	峡東地区地域福祉権利擁護センター	山梨市社会福祉協議会	山梨市、甲州市	405-0006	山梨市小原西843-4	0553-22-8755
	笛吹地区地域福祉権利擁護センター	笛吹市社会福祉協議会	笛吹市	406-0822	笛吹市八代町南917	055-265-5182
峡 南	富士川地区地域福祉権利擁護センター	富士川町社会福祉協議会	富士川町	400-0505	南巨摩郡富士川町長澤1942-1	0556-22-8911
	峡南地区地域福祉権利擁護センター	身延町社会福祉協議会	身延町、市川三郷町、早川町、南部町	409-2523	身延町波木井272-1	0556-62-3773
富 士 ・ 東 部	富士北麓地区地域福祉権利擁護センター	富士吉田市社会福祉協議会	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	403-0004	富士吉田市下吉田4-2-15	0555-23-8105
	東部地区地域福祉権利擁護センター	都留市社会福祉協議会	都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村、道志村	402-0051	都留市下谷2516-1	0554-46-5115

6 県立介護実習普及センター

認知症介護講座など介護に関する講座の開催、介護に関する法律相談及び福祉用具・住宅改修等に関する相談・助言などを行うとともに、福祉用具を展示し、「見て・触れて・試して」みることができます。

また、一般県民対象の「認知症サポーター養成講座」を開催するとともに、団体単位(5名以上のグループ)でも要望に応じて随時開催していますので、お問い合わせください。

- ・所在地 〒400-0005 甲府市北新1-2-12(県福祉プラザ1F)
- ・電話 055-254-8680

「山梨県認知症対策推進計画（平成 30 年度～平成 32 年度）」は、「健康長寿やまなしプラン（平成 30 年度～32 年度）」の部門計画として、山梨県地域包括ケア推進協議会及び認知症対策部会で審議・検討を行いました。

県では、計画策定後、山梨県地域包括ケア推進協議会認知症対策部会で御意見を伺いながら、進捗状況の管理を行って参ります。

山梨県地域包括ケア推進協議会認知症対策部会委員名簿

【委員】

任期：H29.8.9～H32.7.31

氏名	所属等	備考
甘利 俊明	山梨県介護福祉士会	
上田 譲二	峡西病院	認知症疾患医療センター
小林 廣美	回生堂病院	認知症疾患医療センター
◎佐藤 悦子	県立大学看護学部	学識経験者
精進 直幸	日下部記念病院	認知症疾患医療センター
田中 淑子	山梨県認知症高齢者グループホーム協会	
田村 一貴	認知症の人と家族の会	
○中澤 良英	山梨県医師会	
名取 ゆりか	中央市（中北圏域）	地域包括支援センター
弘田 恭子	山梨県立北病院	認知症疾患医療センター
福島 しのぶ	山梨市（峡東圏域）	地域包括支援センター
藤巻 俊一	山梨県弁護士会	学識経験者
堀田 潔	特別養護老人ホーム和楽	
丸山 久美子	市川三郷町（峡南圏域）	地域包括支援センター
御代田 成人	山梨県社会福祉協議会	
渡辺 紀子	山中湖村（富士・東部圏域）	地域包括支援センター
渡邊 裕子	県立大学看護学部	

◎＝部会長、○＝副部会長

（五十音順、敬称略）